

## 第5章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

第6期愛南町障がい福祉計画及び第2期愛南町障がい児福祉計画の策定にあたり、愛南町では「国の基本指針」に即した、障がい福祉施策に関する基本的な事項や成果目標等を定める、3か年の計画を策定します。

### 1 基本指針のポイント

#### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

障がいのある人が地域で安心して生活できるようにするために、居住支援や地域支援などの総合的な支援体制を構築することが必要です。

障害者支援施設入所者の地域移行は、相談支援や日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービス提供体制の充実を図るだけでなく、受け入れる側の職員の質の確保や地域住民の障がいに対する理解が進まなければ、障がいのある人やその家族の地域移行に対する不安は取り除けません。また、障がいの重度化・重複化、障がいのある人やその家族の高齢化や親亡き後などの問題にも対応しなくてはなりません。

まず、地域移行を検討する協議の場を設置し、障がいのある人やその家族の声を聞きながら地域移行を妨げる不安を関係者全員が共有し、地域移行に必要な体制整備を計画的に進める必要があります。

行政主導ではなく、関係者全員がそれぞれの役割を担いながら、障がいの有無に関係なく地域で共に生きる体制づくりに取り組みます。

#### (2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人はもちろん、どのような障がいのある人にも、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい・介護福祉、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

そのため、愛南町では、令和3年度に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、計画年度内の体制構築を目指します。

また、体制構築については、ギャンブル依存症をはじめとする依存症のある人への包括的な支援体制や地域住民への理解促進等も含めた協議を行います。

#### (3) 福祉就労から一般就労への移行等

障がいのある人が地域で生活し、その生活の質の向上を図るため、就労する機会を拡大するとともに、安心して就労を継続できるような支援体制が必要です。

現在、愛南町では福祉就労から一般就労への移行等の体制整備ができていないため、就労支援に関する関係者が集まり、その課題や問題点を整理する協議の場を設置し検討を始めなければなりません。検討を始める一方で、就労継続支援事業所がそこで働く人の障がい特性や就労に関する能力などを理解した上で目的や目標を明確にした個別支援計画を作成し、就労支援と就労定着支援による働き続けるための就労環境づくりに取り組む必要があります。

また、農福連携<sup>※1</sup>の推進については、保健福祉課と農林課の連携により、農業者への周知、マッチング機能窓口を創設しながら就農への裾野を広げ、障がいのある人が農業を通じてステップアップして将来的に農業経営者として仕事ができる環境づくりを目指します。そこから障がいの枠を取り除いた福祉全体で農福協同事業に取り組んでいきます。

#### (4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

愛南町では、「地域共生社会」の実現に向けた取組として、令和3年度から「重層的支援体制整備事業<sup>※2</sup>への移行準備事業」を実施し、多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業への移行に必要な体制づくりを行います。地域包括ケアシステムを全世代型に対応したものに交換し、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生活が送れるよう地域全体で支え合う包括的な支援体制づくりを目標に取り組めます。

#### (5) 発達障がい者等支援の一層の充実

愛南町では、平成28年度からペアレントプログラム<sup>※3</sup>の手法を用いた「子育て支援講座」を開催し家族支援を行っています。

また、平成30年度から発達支援相談会を開催しています。相談会は、相談支援専門員と発達障がい者地域支援マネージャーが発達障がい者や児童の保護者からの相談を受け、必要に応じて医療機関や療育機関などにつないでいます。

児童発達支援センターの設置を見据えて、町職員も積極的に関わりながら発達障がい者等支援の一層の充実に取り組みます。

---

##### ※1 農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

##### ※2 重層的支援体制整備事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

##### ※3 ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。

#### (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターでは、子育て世代包括支援センター、子ども支援センターなどの公的支援機関と連携しながら関係機関や地域を含めた縦横的支援ネットワークを構築し、地域全体で支援する体制整備に取り組みます。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児は、日常生活を営むために医療を要する状態にあることから、安心して地域の中で暮らしていくためにどのような資源や体制が必要なのかを把握しなければなりません。それらのニーズに対応するため、行政、医療的ケア児等コーディネーターと関係機関が連携しながら、子どもが地域で暮らしていける支援体制整備に取り組みます。

#### (7) 障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービスを利用あたっては、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成が必要になります。その利用計画の内容次第で障がいのある人の日常生活が変わってしまうこともあります。質の高いサービスを利用するためには、相談支援専門員のスキルを全体的に底上げしなければなりません。

質の確保を図るため、相談支援専門員連絡会で事例検討会やサービス等利用計画の検証などを行い、障がいのある人に質の高い障害福祉サービスが提供できるように相談支援専門員のスキルの向上に取り組みます。

#### (8) 福祉人材の確保

障害福祉サービス等を担う人材の確保するためには、研修会の実施、多職種間の連携の推進等によるスキルの向上が必要です。また、その現場がやりがいのある魅力的な職場であることが重要です。やりがいのある魅力的な職場は、事業者がしっかりとしたビジョンを持っており、そこには自ずと多様な人材が集まります。

福祉現場で働く人や福祉職を目指している人が少しでもやりがいを持てるよう、しっかりとした障がい福祉施策の方向性やビジョンを示していきます。

## 2 成果目標に対する目標値の設定

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にかかる「国の基本指針」が見直され、「就労定着支援」及び「障がい児支援の提供体制の整備等」の項目が新たに追加となり、令和5年度を目標として、成果目標と目標値の設定が求められています。

### 成果目標（1）施設入所者の地域生活への移行推進（継続）

基本指針 ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行  
②施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

目標（基本指針）	目標値	考え方
①地域生活移行者の増加	6人	令和2年4月1日以降に施設からグループホーム等へ移行した者の数
②施設入所者の削減	2人	令和元年度末の施設入所者数から令和5年度末時点の利用人数を差し引いた数（減少数）

### 成果目標（2）地域生活支援拠点等における機能の充実（継続・追加）

基本指針 ・令和5年度末までの間、町内又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等※を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

地域生活支援拠点には数値目標がないため、しっかりと運用状況を検証・検討する必要があります。

愛南町では、地域活動支援拠点等については面的整備をしています。

利用者、相談支援専門員、拠点等事業所からの意見を踏まえ整備した拠点等の課題や問題点を洗い出し機能強化・充実に取り組んでいきます。

-----

#### ※ 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

### 成果目標（3）福祉施設から一般就労への移行（継続・新規）

#### 基本指針 【福祉施設利用者の一般就労への移行】（継続）

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業の利用者数を令和元年度実績から 1.3 倍以上増加
- ③ 上記①のうち、就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.26 倍以上とする。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.23 倍以上とする。

#### 【職場定着率の増加】（新規）

- ⑤ 令和 5 年度において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を 7 割以上とする。就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所を全体の 7 割以上とする。

基本指針	目標値	考え方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	3 人	令和 5 年度に就労移行支援事業等から一般就労する者の数
②就労移行支援事業の利用者の増加	2 人	上記①のうち、令和 5 年度に就労移行支援事業を利用する者の数
③就労継続支援 A 型利用者の一般就労への移行者の増加	1 人	上記①のうち、令和 5 年度に就労継続支援 A 型事業所から一般就労する者の数
④就労継続支援 B 型利用者の一般就労への移行者の増加	2 人	上記①のうち、令和 5 年度に就労継続支援 B 型事業所から一般就労する者の数
⑤就労移行支援事業等及び就労移行支援事業の利用者の増加	7 割	令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者で、就労定着支援を利用している者の割合
⑥就労定着率 8 割以上の就労移行支援事業所の増加	1 事業所	就労定着率 8 割以上の就労定着新事業所の数

## 成果目標（４）障害児通所支援等の地域支援体制の整備（継続・追加）

### 基本指針 ①令和５年度末までに児童発達支援センターを１か所設置（継続）

発達障がい児への支援を総合的に行う児童発達支援センターの計画年度内設置に向けてワーキンググループを設置して協議をしています。

聴覚障がい児の支援に当たっては、宇和特別支援学校、医療機関等と包括的な支援体制構築に取り組みます。

### ②令和５年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（継続）

児童発達支援センターで事業がスムーズに実施できるよう児童発達支援事業所、保育所、教育など関係機関が協力して保育所等訪問支援の体制づくりに取り組みます。

また、相談支援専門員と協力して保護者への制度周知を行います。

### ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町内又は圏域に１か所以上確保（継続）

現在、南愛媛療育センターが実施している「重症心身障がい児を対象にした巡回型の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、生活介護事業」が継続されるための協力体制を整え、重症心身障がい児のサービスの確保を行います。

### ④医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置した医療的ケア児支援の協議の場を令和５年度末までに町内又は圏域に設置（継続・追加）

医療的ケア児等を地域で支える体制の充実には、保健、医療、福祉及び教育分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築と資源を結びつける医療的ケア児等コーディネーター※を配置することが重要になるため、その関係者で構成する地域自立支援協議会を活用した協議の場を確保しています。また、広域的に協議が必要な場合は、愛媛県自立支援協議会連絡調整会等に協力を求め、宇和島管内、南予圏域、愛媛県レベルで課題解決ができるよう努めます。

---

#### ※ 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に欠かせるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う。

## 成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等（新規）

基本指針 ・令和5年度末までに町内又は圏域に相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保

相談支援体制の充実・強化を図るため、第3次愛南町障がい者計画年度内に基幹相談支援センターの設置について検討を開始します。

相談支援体制の充実・強化については、愛南町相談支援事業所連絡会で事例検討会や利用計画の評価、スーパーバイズ\*研修会などを計画し、相談支援専門員のスキルの向上に取り組みます。

基幹相談支援センターが設置されることにより、子育て世代包括支援センター、子ども支援センター、児童発達支援センター、地域包括支援センターなどの公的機関で包括的な相談支援体制を確保することができます。

## 成果目標（6）障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築（新規）

基本指針 ・令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みを行う体制を構築する。

障害福祉サービス等の質の向上には、サービス提供者の意識付けが重要です。相談支援専門員連絡会を通じて利用者からの意見を収集し、また、サービス提供事業者からの意見も確認し、サービスの提供内容について改善すべき点がないか検討していきます。

改善点がある場合は、サービス提供事業所とともに改善策について検討を行い、サービス等の質の向上に取り組みます。

※ スーパーバイズ

経験の長いソーシャルワーカー（相談員）が経験の浅いソーシャルワーカーに指導、助言、援助することです。経験が長いワーカーをスーパーバイザー、浅いワーカーをスーパーバイジーと呼びます。

### 3 必要量の見込みと必要量確保の取り組み

#### (1) 障害福祉サービス

##### ①訪問系サービス

###### 居宅介護

自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他の生活全般にわたる援助を行います。

###### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

###### 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など外出時に必要な援助を行います。

###### 行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対して、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護の他必要な援助を行います。

###### 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

##### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/年	7,800	7,680	7,560
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/年	504	498	492

##### ◆必要量確保の取り組み

相談支援事業所やサービス提供事業者と連絡を密にして適正なサービス量の調整を図るとともに、福祉・医療・雇用関係部局と連携を図りながら、介護職の人員不足の解消に向けた啓発等の取り組みも行います。また、同行援護及び行動

援護については介助者に資格が必要であるため、資格取得のための養成研修など各種研修会へ参加を促進し、専門的人材の確保を努めるよう、サービス提供事業所に働きかけます。

## ②日中活動系サービス

### 生活介護

障害者支援施設等で、常時介護を必要とする障がいのある人に対して、昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供など必要な援助を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延日数	日/年	22,680	22,680	22,680
利用者数	人/月	90	90	90

#### ◆必要量確保の取り組み

地域生活移行が進むと自宅やグループホームからの通所による生活介護の利用が必要になります。施設等へサービスの拡充及び質的な充実が図られるよう働きかけます。

### 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。利用期限は、1年6か月と定められています。

### 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行います。利用期限が2年間（長期入院者等は3年間）と定められています。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	日/年	-	-	-
	人/年	-	-	-
自立訓練（生活訓練）	日/年	-	-	-
	人/年	-	-	-

#### ◆必要量確保の取り組み

町内に自立訓練を提供する事業所はありませんが、障がいのある人のニーズ等、必要に応じて施設等と連携し提供事業所サービス提供体制の確保を検討します。

### 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延日数	日/年	60	60	60
利用者数	人/年	4	4	4

#### ◆必要量確保の取り組み

生活に近い場所で就労移行支援を受けることが可能になることで、円滑な障がい者就労支援を行うことができます。本町では、平成26年6月から、多機能型事業所南生がサービス提供を開始し、就労継続支援B型事業所の利用を希望する就労経験ない若年層の方等へ対し、就労に関するアセスメントを行っています。

### 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

### 就労継続支援B型

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	日/年	6,480	6,480	6,480
	人/年	360	360	360
就労継続支援B型	日/年	15,000	15,000	15,000
	人/年	780	780	780

#### ◆必要量確保の取り組み

愛南町では、A型はエコテリアなんぐん市場、B型はワークハウスたちばな、こころ、多機能型事業所南生がサービスを提供していますが、令和2年度には、新型コロナウイルスの影響により、事業内容の見直しが必要となる転換期を迎えています。今後も障がい者の就労の場の確保を目指し、持続可能な就労継続支援事業が行えるよう、事業所と連携しながら必要な支援を行います。

### 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を一定の期間にわたり行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	3	3	3

#### ◆必要量確保の取り組み

十分なサービスが提供できるよう、事業者と連携しサービス提供体制の確保を図ります。

### 療養介護

医療を必要とする障がいのある人であって常時介護を要する人に対して、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	96	96	96

#### ◆必要量確保の取り組み

県内では、旭川荘南愛媛療育センター（鬼北町）、国立病院機構愛媛医療センター（東温市）、愛媛県立子ども療育センター（東温市）でサービスの提供を受けることができます。

### 短期入所

居宅で介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延日数	日/年	1,500	1,500	1,500
利用者数	人/年	85	85	85

#### ◆必要量確保の取り組み

地域移行が進むと、サービス提供の増加が見込まれます。障害者支援施設いちごの里、短期入所あこう、障がいのある児童から高齢者まで多様の方にサービスを提供することができる看護小規模多機能型居宅介護事業所アロハ等と連携を図り、緊急時にサービスの提供が得られるようにします。

### ③居住系サービス

#### 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	-	-	-

#### ◆必要量確保の取り組み

町内に自立生活援助を提供する事業所はありませんが、障がいのある人のニーズ等、必要に応じて施設等と連携してサービス提供体制の確保を検討します。

#### 共同生活援助

共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、共同生活を営むべき住宅において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行います。平日の日中は日中活動系サービス等を利用します。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	57	57	67

#### ◆必要量確保の取り組み

施設入所利用者の地域移行を進めるためには、地域における居住系サービスを充実する必要があります。また、単身在宅での生活は難しいものの、支援があれば地域での生活が可能な障がい者もおられます。本町には、ひかり荘、第2ひかり荘、第3ひかり荘、グループホームあこう、ケアホームすばるの5か所のグループホームがありますが、今後も新規開設の働きかけを行います。

#### 施設入所支援

障害者支援施設の入所者に対して、夜間、休日において、入浴、排せつ又は食事の介助、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	85	85	85

#### ◆必要量確保の取り組み

入所による支援が必要な障がい者に対して、十分なサービスが提供できるよう、相談支援事業所、障害者支援施設と連携してサービスの確保を図ります。

#### ④相談支援

##### 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及びモニタリングを行います。

##### 地域移行支援

施設入所又は精神科病院に入所している障がいのある人が地域生活に移行するための相談等を行います。

##### 地域定着支援

居宅等で、単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続するための支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援利用者数	人/年	660	672	684
地域移行支援利用者数	人/年	0	0	0
地域定着支援利用者数	人/年	0	0	0

#### ◆必要量確保の取り組み

愛南町では、愛南町障がい者（児）相談支援センター、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所いちごの里、愛南町社協相談支援事業所、指定障害児者相談支援事業所ままとの5事業所で計画相談支援事業を実施しているほか、旭川荘南愛媛療育センター相談支援事業所にも一般相談業務を委託しており、障がい種別や特性に応じて事業所を選択することができます。地域移行支援、地域定着支援事業は、地域活動支援センターいろいろがサービス提供を行っており、障がいのある人のニーズへの対応が可能です。近年、計画相談件数が増加傾向にあるため、今後も、事業所間の連携を更に強化しサービスの充実を図っていきます。

### （2）地域生活支援事業

#### ①必須事業

##### 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や児童の保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	か所	6	6	6
相談件数	件/年	1,300	1,320	1,340

◆必要量確保の取り組み

愛南町直営指定特定相談支援事業所と愛南町が委託した指定特定相談支援事業所が相談に応じます。また、定期的に連絡会を実施し、困難ケースの対応、地域の社会資源の開発、ネットワークの拡充等課題を検討し、地域自立支援協議会へとつなげていきます。

**成年後見制度利用支援事業**

知的又は精神に障がいのある人で、成年後見制度の利用に要する経費の負担があると認められた場合に、成年後見制度の申立てに要する経費と後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	件/年	1	1	1

◆必要量確保の取り組み

権利擁護の観点から相談に応じます。また、市民後見人等の人材育成・活用を図るための一般住民向けの研修の開催や、事業の啓発の機会を設けます。

**意思疎通支援事業**

障がいのある人に対し、点訳・音訳等による情報提供や手話通訳者の派遣を行います。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	人/年	100	100	100
手話通訳者派遣	人/年	30	30	30
点訳等支援	人/年	70	70	70

◆必要量確保の取り組み

現在実施している手話通訳者の派遣事業や点訳・音訳支援について今後も関係団体と連携し、サービスの円滑な提供を図ります。又、宇和島市が開催している手話奉仕員養成講座を通じて手話のできるボランティアの養成を進めます。

### 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具、排泄管理支援用具などの給付又は貸与を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	人/年	662	672	682
介護訓練支援用具	人/年	1	1	1
自立生活支援用具	人/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	人/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	人/年	5	5	5
排泄管理支援用具	人/年	650	660	670
住宅改修費	人/年	1	1	1

#### ◆必要量確保の取り組み

障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、ニーズの把握に努め、定期的な種目の見直しを検討し、障がいの特性に応じた適切な給付を行います。

### 移動支援事業

屋外での移動に著しい制限がある視覚障がい・全身性障がい（身体障害者手帳1級相当）・知的障がい・単独での外出が困難な精神障がいのある人に対して、外出のための移動支援を行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	5	5	5
利用時間	時間/年	50	50	50

#### ◆必要量確保の取り組み

障がいのある人の健康管理や生命維持、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等社会参加促進等のための外出を支援するため、今後も安全でより質の高いサービスが提供できるよう委託事業所に専門的人材の確保及び質的向上を図るよう働きかけます。

## ②任意事業

### 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、自宅の浴槽が使用できない重度の身体障がいがある人の身体の清潔保持と心身機能の維持回復を図ります。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	か所	1	1	1
利用者数	人/年	100	100	100

◆必要量確保の取り組み

地域における重度の身体障がい者等の日常生活を支援するため、引き続き愛南町社会福祉協議会に事業を委託し、サービスを提供しています。

日中一時支援事業

介護者の負担軽減などを図るため、障がい者（児）を一時的に預かります。

◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	か所	8	8	8
利用者数	人/年	550	560	570

◆必要量確保の取り組み

町内外の施設に事業を委託し、今後も必要なサービスが提供できるよう事業所と連携しサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 児童福祉法によるサービス

児童発達支援事業

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に対し、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において児童発達支援及び治療等の支援を行います。

放課後等デイサービス事業

就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

保育所等訪問支援

訪問支援員が保育所等を訪問し、障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 障害児相談支援事業

障がい児が障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用に関する意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直しを行います。

#### ◇見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業	日/年	864	876	888
	人/年	396	402	408
医療型児童発達支援	日/年	0	0	0
	人/年	0	0	0
放課後等デイサービス事業	日/年	3,840	3,846	3,852
	人/年	540	546	552
保育所等訪問支援	日/年	10	10	10
	人/年	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日/年	10	10	10
	人/年	1	1	1
障害児相談支援	人/年	204	210	216

#### ◆必要量確保の取り組み

町内では、おれんじくらぶ、カサヨハネの2事業所が、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施しています。

障害児相談支援は、町内5か所の相談支援事業のうち、主に指定特定相談支援事業所いちごの里と指定障害児者相談支援事業所ままとの2事業所が行っており、関係機関との連携により、療育の必要な児童の早期発見や相談体制の整備が図られています。

今後、児童発達支援センターを設置し、町内で保育所等訪問支援が行える体制の整備に取り組みます。また、センターの設置により、縦割りの支援体制を解消し、ライフステージに沿った支援が継続して行える体制整備を進めていきます。

## 第6章 計画の推進体制

---

### 1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「障がい」や「障がい者」への理解を一層に深め、障がいの有無にかかわらずお互いが尊重し、支えあえる「心のバリアフリー」を社会全体で進めることが最も重要となります。

本計画では、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関をはじめ、障がい者団体、地域住民、事業者等との連携、協力を進めながら、全ての人々が安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、障がい者福祉施策を実行していきます。

### 2 行政の推進体制

障がい者を取り巻く問題は、医療、福祉、交通、防災、生活など多様な分野に関わるうえ、家族や地域の問題にも発展する問題の複雑化、複合化が顕著となってきました。行政には、障がいのある人の地域生活を総合的に支援する体制づくりが求められています。

愛南町では、障がい者に特化した問題にとどまらない重層的な支援が行える「総合相談窓口（ワンストップ窓口）」の設置を行い、関係各課を横断した包括支援体制を整備し、愛南町総合計画をはじめとする関係計画との連携と調整を図りながら、障がい者福祉施策を実行していきます。

また、計画の推進には、行政、地域自立支援協議会専門部会、障害福祉サービス提供事業者、地域がそれぞれの役割を果たし、一体的につながりながら取り組んでいきます。

### 3 計画の進捗状況の管理・評価

愛南町地域自立支援協議会専門部会と連携し、障がい者計画にある6つの基本目標の達成に向けて事業を実施していきます。また、愛南町福祉関係計画策定懇話会及び愛南町地域自立支援協議会※へ進捗状況を報告し、多様な立場の方へ意見、評価を求め、本計画の実効性を高めていきます。

また、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる進行管理を行い、愛南町総合計画の推進に基づく事務事業の評価を行いながら、計画の着実な推進に努めます。

---

※ 地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う機関。